



武雄市公示第28号

袴野地区地すべり対策工事（その1）について、建設工事共同企業体による指名競争入札を執行するので、武雄市異工種建設工事共同企業体取扱試行要領（令和6年武雄市訓令第7号）第10条の規定により次のとおり公示します。

令和6年4月12日

武雄市長 小松



1. 工事に関する事項

- (1) 工事名 袴野地区地すべり対策工事（その1）
- (2) 工事場所 武雄市東川登町大字袴野 地内
- (3) 工事概要 地すべり対策工 N=1式
- | | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| ・掘削工 V=47,100 m ³ | ・かご枠工（平張型） A=681 m ² |
| ・盛土工 V=54,910 m ³ | ・かご枠工（多段積型） L=814.0m |
| ・植生シート工 A=16,595 m ² | ・側溝工 L=2,075.1m |
| ・集水井工 N=3基 | ・函渠工 L=84.3m |
| ・横ボーリング工 L=4,687.0m | |
- (4) 予定期工 武雄市議会の議決の日の翌日から令和8年3月31日まで

2. 共同企業体に関する事項

- (1) 構成員の資格要件（公示日時点において、資格要件を有するものに限る。）として、すべての構成員が次の各号の資格要件を満たすものとする。
- ①武雄市建設工事入札参加者の資格に関する規則第3条の要件を備えた者であること。
- ②佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第3項により、令和5・6年度における「土木一式工事の特A級」又は「とび・土工・コンクリート工事のA級（かつ、地質調査業務登録規程（昭和52年建設省告示第718号）に基づく登録を受けている建設業者）」の決定を受けた者であること。
- ③佐賀県内に建設業法第3条に基づく建設業の許可を受けた主たる営業所（本社）又は、従たる営業所（支店・営業所）を有する者であること。
- ④対象業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。
- ⑤この公示の日から入札参加申請書提出期限の日までの間に武雄市建設工事の請負に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていないこと。
- (2) 構成員のうち共同企業体の代表者となる者は、次の要件を満たすものとする。
- ①武雄市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に基づく建設業の許可を受けた主たる営業所（本社）を有する者であること。

(3) 構成員の数

2者又は3者とする。

(4) 構成員の組合せ

「土木一式工事」と「とび・土工・コンクリート工事」による組合せとする。

(5) 出資比率

各構成員の出資比率は構成員において決定すること。

(6) 存続期間

①当該工事の契約相手方となった者

当該工事に係る請負契約の履行後3箇月を経過する日まで

②当該工事の契約相手方とならなかつた者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定する日まで

3. 入札参加申請書及び提出資料

(1) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）

(2) 特定建設工事共同企業体協定書（乙）（別記様式第2号）

(3) 同種工事施工実績調書（別記様式第3号）

(4) 主任（監理）技術者の資格・工事経験調書（別記様式第4号）

(5) 配置予定技術者に係る施工実績を証する書類

・工事請負契約書

・財団法人日本建設情報総合センターが発行した登録内容確認書（コリンズ）

4. 提出期限及び提出場所

(1) 提出期限 令和6年4月19日（金）15時まで

(2) 提出場所 武雄市財政課契約検査係

5. 指名業者の決定

(1) 提出資料の審査結果を基に、本市の指名基準により武雄市建設工事入札参加者資格審査委員会において指名業者を決定する。

(2) 指名した者に対しては、電子入札システムにおいて指名入札の通知を行う。

(3) 指名されなかつた者に対しては、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書によりその旨を通知する。

6. 問い合わせ先

武雄市財政課契約検査係 電話 0954（23）9320